

である。

畝傍跨線橋

畝傍跨線橋は取付道路の築造土量に大なる影響あるを以て桁高を最少ならしむる構造を選ぶ必要より二鉸「ラーメン」式鐵筋コンクリート床版橋としたのである。

橋長二十七米十五纏

有效幅員十五米（車道十一米西側歩道二米）

橋臺杭打基礎重方式「コンクリート式」

橋脚杭打基礎鐵筋「コンクリート造」

橋體中央徑間十三米五十纏の二鉸「ラーメン」式

鐵筋「コンクリート」床版橋側徑間六米二十五纏の内中

央徑間から實桁 一米五纏單桁五米二十纏からなる三徑間

高欄 花崗石擬寶珠付高欄

道路維持修繕費の動向を見る(一)

K · A 生

◇ 輓近道路運輸の情況は、之を貨物自動車に付て見るも、

事變下と雖も何等洵ることなく、否寧ろ道路交通は揮發油

の強度の規正に伴ひ、數的には大した増加を見ないが、量

的には極度に積載量を増加して、物資需供を充足して居る

實狀で、爲に道路を損傷する程度は事變前に比して遙かに

其の甚敷さを加へて居るのである。従つて道路の維持修繕

に付ても之を此儘に放置するときは、延いては物資動員の

圓滑を妨ぐるに至るのではないかと思はれる。

◇

殊に近く生産力の擴充計畫が完成せられた曉に於ける、膨大な道路輸送量を想到するときは、此際に於て凱切なる方策を樹立せねばならぬことは最早や議論の餘地がない所であると云はねばならぬ。

斯様の見地に立つて昭和十四年度に於ける地方廳の道路維持修繕の實狀を觀察し、路政擔當者の参考に供し資針としたいと思ふのである。

尤も茲には期日迄に回答に接した二十府縣のみを紹介し、爾餘は未回答の爲餘儀なく次號に譲るものであることを了承して頂き度い。

◇

十四年度當初豫算に於て、十三年度の當初豫算に比し増額計上せられたのは、

栃木縣 壹萬圓

埼玉縣 壹萬九千圓

神奈川縣 壹萬二千三百六十二圓

鳥取縣 六千圓

高知縣 四百八十圓

の五縣である。尚埼玉縣では、此の外更に道路愛護獎勵費にも五割を増額議決して居る。

山形縣では、當初豫算は前年度通りであるが、年度開始後壹萬六百七十五圓を追加議決して居る。

◇

當初豫算では、十三年度と同額を編成したものの即ち減額せざりしは、

東京府 富山縣 岐阜縣 三重縣 京都府

奈良縣 廣島縣 愛媛縣 佐賀縣 宮崎縣

の十府縣がある。

は、當初豫算に於て減額せず、實行豫算に於て減額したものは、

徳島縣 八千四百五十七圓(約五分)

香川縣 九千圓(八分)

の二縣であるが、此の對策として、徳島縣に於ては、鋪裝三千軒を施行することとし、また別途財源で二千七百六十圓を追加して居る。香川縣では、鋪裝費六萬五千圓を追加して埋合せをして居る。

◇

滋賀縣で、當初豫算に於て二萬千七百五十圓（一割五分）を減額して居るのは、現在迄のもの、中での減額の優たるものであるが、其の後特殊財源を得て漸く四千三百圓を挽回して居る。

島根縣では、當初豫算に於て壹萬千三百十二圓（八分）を減額して居るが、之れは全くの喰ひ放しの儘である。

以上減額の府縣では、何れも道路愛護會とか、道路共進會に依存して善後措置の方便として居るやうだが、之れは之等の府縣に限つたことではないので、寧ろ修繕費を減額しない縣や、増額して居る府縣の方が一層活潑なる活動を續けて居るのである。

炎

坂本サヲ

もゆる炎よ
 もゆる火は
 久遠のよのはつる日まで
 むらさきの炎ゆらめきて
 もえて消ゆるを悲しむ
 もゆる炎よ
 もゆる火よ
 もゆる命のいとなみに
 自滅の道をたどれ
 もゆる思ひよ
 もゆる火は
 うつし命を火のしろとして
 もゆる もゆる 消ゆる